

**「京都式業界一体型ホップステップジャンプ就労支援事業」
業務委託に関する質疑・回答**

〔企画提案仕様書に関する質問〕

番号	質 問	回 答
1	交通費等の支給対象者について、職業訓練校を卒業後に就職されたが、その後離職し、再度、職業訓練校を卒業された方は対象になるのか。	就職氷河期（1993年（平成5年）から2004年（平成16年））に学校卒業期を迎え、就職活動を行った世代を対象としているところ。 就職氷河期世代に該当するかどうか判断し難い場合は、個々の事情に応じて判断する必要があると考えるため、個別に御相談いただきたい。
2	要支援者への交通費等の支払いについて、現金で支給したときは受領書を徴収することとあるが、口座振込にて支払いを行った場合は受領書の徴収は不要か。	要支援者への交通費等の支払いについては、原則口座振込の方法によることとしており、口座振込により支払いを行った際は、振込が確認できる書類があれば、要支援者からの受領書の徴収は不要とします。